

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

第5節 各種届出書

1 譲渡又は引渡届

法第11条第6項の規定による譲渡又は引渡届は、次によること。

(1) 譲渡又は引渡の意義

ア 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。

イ 引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、施設の占有権又は処分権が移動することをいう。

ウ 運営委託契約では、所有権は、委託者に留保され管理運営のみを受託者に行わせることとなるが、この場合は、譲渡又は引渡に該当しない。

エ 次の事例のいずれも、法第11条第6項に規定する引渡（以下「引渡」という。）に該当しない。なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。（S58.11.17 消防危第119号質疑）

（ア）油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合

（契約の内容）

油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

（イ）給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合

（契約の内容）

給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するものでこの設備に係る所有権は移転していない。

(2) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 届出書には、次のような譲渡又は引渡を証明する書類を添付すること。

（ア）譲渡又は引渡の登記の写し

（イ）譲渡人又は引渡人の発行した証明書（当事者の連名によるもの。）

2 品名、数量又は指定数量の倍数変更届

法第11条の4の規定による品名、数量又は指定数量の倍数変更は、次によること。

(1) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届の対象

製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名（特定事業所にあつては化学名を含む。）、数量又は指定数量の倍数変更届は、次に該当する場合に限り受理することができる。

ア 品名、数量又は倍数を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないとき。

イ 品名、数量又は倍数を変更しても法第10条第3項に規定する技術上の基準に適合するとき。

ウ 品名、数量又は倍数を変更しても現に許可を受けている製造所等の保有空地の増大

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

を要しないとき。なお、保有空地が増大する場合は、変更許可の対象となるものであること。

エ 軽微な変更によって品名、数量又は指定数量の倍数変更届が必要なときは、当該品名、数量又は指定数量の倍数変更届に軽微な変更の内容を記載することにより、軽微な変更の提出は要しないものであること。

(2) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類が多数ある場合は、別紙に危険物の類、品名、最大数量及び倍数を変更前、変更後として記載した書類を添付すること。

3 廃止届

法第12条の6の規定による廃止届は、次によること。

(1) 廃止届は、製造所等の用途が廃止され、又は、災害等により損壊し使用不能となった場合及び製造所等の区分を変更した場合に届け出ること。

(2) 廃止届を受理する段階では、当該製造所等に危険物が存置してはならないこと。

(3) 危険物施設及びその類似施設の解体作業及び廃油等の運搬・処理について、関係者及び処理業者等は、下記事項に留意すること。(H11.11.8 消防危第103号通知)

ア 危険物施設の解体作業を行う際には、タンク等の洗浄等を十分に行った上で、危険物や可燃性蒸気が存在しないこと、その他安全を十分に確認してから解体作業を開始すること。

イ 危険物である廃油等の処理を処理業者に委託する場合には、当該処理業者にその廃油等の名称、性状及び安全な取扱い方法に関する情報を提供すること。

ウ 危険物である廃油等を運搬及び処理する場合には、反応するおそれのある物質等との混合を避ける等、安全に十分留意すること。

(4) 廃止タンクは、撤去を原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、中和処理後水又は砂をタンク内に完全に充填し、マンホールはモルタル等で埋めること。(H3.7.11 消防危第78号通知)

(5) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。(H17.1.14 消防危第14号通知)

ウ 移動タンク貯蔵所(国際輸送用を除く)の廃止届には、当該移動タンク貯蔵所の設置又は変更に係わる最新の完成検査済証及びタンク検査済証の副本を添付することとし、その他の製造所等及び国際輸送用移動タンク貯蔵所の廃止届には、最新の完成検査済証を添付すること。ただし、積載式タンクコンテナであって廃止後他市町村で許可を受けようとする等の正当な理由があり、完成検査済証又はタンク検査

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

済証の副本を提出できない場合には、その旨を記載した理由書を添付すること。

4 変更届

細則第11条の規定による製造所等の変更届及び細則第24条の規定による記載事項の変更届は、次によること。

(1) 変更届の対象

変更届の対象は次に掲げる事項とする。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

ア 設置者の住所又は氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更

イ 位置、構造及び設備の軽微な変更

(2) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 製造所等で変更する部分の関係図書を添付すること。

5 危険物保安統括管理者選任・解任届

法第12条の7の規定による危険物保安統括管理者の選任・解任届は、次によること。

(1) 選任及び解任を同時に行う場合は、1の様式で届出をすることができるものであること。

(2) 危険物保安統括管理者は、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいうものであること。(S51.7.8 消防危第22号通知)

(3) 届出書の記載方法は、第1節5の例によること。

6 危険物保安監督者選任・解任届

法第13条第2項に規定する危険物保安監督者の選任・解任届は、次の事項に留意すること。

(1) 選任及び解任を同時に行う場合は、1の様式で届出をすることができるものであること。

(2) 2以上の製造所等の危険物保安監督者の選任・解任の届出は、所定の記載欄に「別紙」と記載し、所定欄に記載すべき事項をまとめたものを添付して差し支えないものであること。(ただし、同一敷地内にあるものに限る。)

(3) 危険物保安監督者の被選任要件とされている6箇月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6箇月以上の危険物の取扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではないこと。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

(4) 廃止届を提出した場合にあっては、その施設に係る危険物保安監督者の解任届は提出不要とする。

(5) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 選任届出書には、危険物取扱者免状の写し及び実務経験を証明する書類を添える

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

こと。ただし、危険物取扱者免状の写しについて、照合等により確認できる場合は、省略することができる。

ウ 実務経験を証明する書類の様式は任意のものでよいが、別紙に参考例を示す。

(H1.7.4 消防危第64号質疑)

エ 細則第19条に規定する「危険物保安監督者選任承諾書」を添付すること。

オ 保安監督者の選任が不要な場合は、「危険物取扱者届出書」を提出すること。

氏名				
	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類別	第 類	品 名	
取り扱った期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 年 ヶ月)			
製造所等の区分 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>証明年月日 年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>所在地</p> <p>証明者 職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>電 話</p>				

7 休止届・再開届 (S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

細則第25条の規定による休止届・再開届は、次の事項に留意すること。

- (1) 休止期間中の製造所等には、危険物は存在しないものであること。
- (2) 休止する場合は、不活性ガス等での置換、他施設との連絡配管の取外し、又は仕切板等による縁切りを完全に行うこと。
- (3) 休止期間中においても定期的に点検を行い、火災予防上の安全性を確保すること。

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

(4) 届出書の記載方法は、第1節5の例によること。

8 休止中の特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書（新基準適合期限延長）

再開届は、次の事項に留意すること。

(1) 再開届の対象

既に確認を受けている休止中の特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所を再開する場合とすること。

(2) 届出書の記載方法及び添付書類等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 再開の具体的な手順を示した書類、開放検査記録等の健全性が確認できる書類、その他必要な書類を添付すること。

9 新基準適合届・第一段階基準適合届

平成6年政令第214号附則の規定による新基準適合届出書及び第一段階基準適合届出書に添付すべき図書等としては、それぞれ次のものが標準的に必要とされるものであること。なお、杭を用いたもの等盛り土基礎以外のものについては、基礎又は地盤に関し同等の堅固さを有するものであることを示す計算書、図書等を添付すること。(H6.9.1消防危第73号通知)

(1) 新基準適合届出書

ア 新基準の適合確認計算書（その1～その3）

イ 新基準に係る審査基準対応表（基礎・地盤、タンク本体）

ウ 危険物保安技術協会の基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助報告書(写)

(2) 第一段階基準適合届出書

ア 第一段階基準の適合確認計算書（その1～その3）

イ 第一段階基準に係る審査基準対応表（基礎・地盤、タンク本体）

ウ 危険物保安技術協会の基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助報告書(写)

(3) 届出書の記載方法は、第1節5の例によること。

10 準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合届

(H11.3.30 消防危第27号通知、H11.9.24 消防危第86号通知)

平成11年政令第3号附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所が新基準に適合することとなった場合には、準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合届出書を提出し、届出書に添付すべき図書等としては、次のものが標準的に必要とされるものであること。

(1) 準特定屋外タンク貯蔵所の適合確認計算書（その1～その3）

(2) その他の添付図書（タンク本体、基礎及び地盤関係図書）

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

(3) 危険物保安技術協会の基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助報告書(写)

(4) 届出書の記載方法は、第1節5の例によること。

11 工事整備対象設備等着工届出書

(H5.10.26 消防予第285号 消防危第81号通知)

法17条の14の規定による工事整備対象設備等の着工届については、「宇城広域連合消防本部消防用設備等指導指針 第2章第1節第10 消防用設備等に係る軽微な工事」によること。

(1) 届出書の記載方法は、第1節5の例によること。

12 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届

(H12.3.21 消防危第31号通知)

規則第62条の5第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(規則別記様式第33又は別記様式第34)に添付する標準的な添付図書は、次のとおりとすること。

(1) 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に係る申請添付資料

- ア コーティング
- イ タンク底部外面の腐食防止措置
- ウ 板厚
- エ 補修、変形
- オ 不等沈下
- カ 支持力、沈下
- キ 維持管理体制

(2) 危険物の貯蔵管理等の状況に係る申請添付資料

- ア 水等成分管理の実施
- イ 腐食率
- ウ タンク底部外面の防食措置
- エ 補修、変形
- オ 不等沈下
- カ 支持力、沈下
- キ 維持管理体制

(3) 危険物保安技術協会の技術援助報告書(写)

(4) 危険物保安技術協会の基準対応表

(5) その他必要な図書

(6) 届出書の記載方法は、第1節5の例によること。

13 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期変更届

規則第62条の5第1項ただし書に規定する特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期変更

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

届（様式は任意）については、次の事項に留意すること。

- (1) 延長することによっても当該屋外貯蔵タンクの安全性が確保されるものであること。
 - (2) 次に掲げる事項を記載した図書を添付すること。
 - ア 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書
 - イ 延長期間
 - ウ 延長理由
 - エ 前回の内部開放時の点検結果及び補修内容
 - ・ 溶接線の欠陥部及びその補修内容
 - ・ アニュラ板、底板、側板の板厚測定結果及びその補修内容
 - オ 延期した場合のタンクの安全性に係る検討書
 - ・ 溶接線に係る安全性の検討書
 - ・ アニュラ板、底板、側板の板厚等に係る安全性の検討書
- (3) 届出書の記載方法は、第1節5の例によること。

14 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書 (H16.3.18 消防危第33号通知)

平成16年3月31日以前に設置許可を受け又は設置許可申請を行っていた製造所等の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る平成15年総務省令第143号附則第3項第2号に規定する計画届出書は、次によること。

- (1) 同一敷地内で15年未満の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管と15年経過した地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置されているような場合は、一の届出として差し支えない。
- (2) 予防規程の適用がある製造所等については、その内容を予防規程に記入すること。
- (3) 計画届出書は別紙様式によること。
- (4) 届出書の記載方法及び添付図書等
 - ア 届出書は、第1節5の例によること。
 - イ 点検義務がある地下貯蔵タンク及び地下埋設配管、漏えい検査管の有無が判断できる図面を添付すること。

第2章 申請手続き及び方法

第5節 各種届出書

別紙

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

宇城広域連合 連合長 様		年 月 日	
		届出者	
		住所	(電話)
		氏名	印
設置者	住所	電話	
	氏名		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
設置場所			
在庫管理に従事する者の職務及び組織			
在庫管理に従事する者に対する教育			
在庫管理の方法			
危険物の漏れが確認された場合に取りるべき措置			
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 備考	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。